

日 本 電 線 工 業 会 規 格

J C S

電 子 ・ 通 信 機 器 用 電 線

JCS 3368 : 2024

無断複写禁止

Unauthorized Duplication/Copying is Strictly Prohibited

(一社) 日本電線工業会

2024年6月 改正

一般社団法人 日本電線工業会

まえがき

この規格は、日本電線工業会規格管理規程に基づいて制定した団体規格である。

この規格の適用は、知的財産権に関わるか否かの確認を含めて、製品の生産者又は規格の利用者の責任において行われなければならない。

この規格は、日本電線工業会 電子機器用電線専門委員会の審議によって改正したものであり 2024 年 6 月 28 日から発効し、発効の日から少なくとも 5 年を経過するまでに日本電線工業会の専門委員会の審議に付され、速やかにこれを確認し、継続、改正又は廃止の処置がなされる。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類及び記号	1
4 特性	2
5 材料, 構造及び加工方法	2
6 試験方法	2
6.1 外観	2
6.2 構造	2
6.3 導体抵抗	2
6.4 耐電圧	2
6.5 絶縁抵抗	3
6.6 絶縁体の引張り	3
6.7 加熱	3
6.8 巻付加熱	3
6.9 難燃	3
6.10 絶縁体の架橋度 (架橋ビニルだけ)	3
6.11 加熱変形 (難燃架橋ポリエチレンだけ)	4
7 検査	4
8 包装	4
9 製品の呼び方	4
10 包装の表示	4
付表	6
解説	7

電子・通信機器用電線

Insulated wires for electronic and communication apparatus

1 適用範囲

この規格は、電子・通信機器の内部配線に使用する塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド（以下、ビニルという。）又はポリエチレンで絶縁を施した定格電圧 300 V 以下の電子・通信機器用電線（以下、電線という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年（又は発行年）を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年（又は発行年）を付記していない引用規格は、その最新版（追補版を含む）を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3102 電気用軟銅線

JIS C 3152 すずめっき軟銅線

3 種類及び記号

種類及び記号は、表 1 による。

表 1—種類及び記号

種類	記号 ^{a)}
電子・通信機器用ビニル電線	KV
電子・通信機器用耐熱ビニル電線	KHV
電子・通信機器用架橋ビニル電線	KVX
電子・通信機器用難燃架橋ポリエチレン電線	KEX
注^{a)} 記号の意味は、次による。 K：電子・通信機器用 V：ビニル HV：耐熱ビニル VX：架橋ビニル EX：難燃架橋ポリエチレン	